

令和8年度

朝倉市提案公募型協働事業補助金

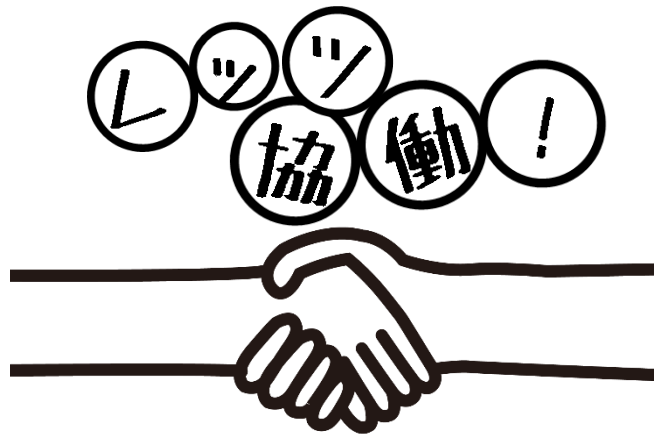
募 集 要 項

市民の皆さんのアイデアを活かした事業を募集します！

事業実施に必要な経費は市が補助します（50万円を上限）

（募集期間）令和8年4月1日（水）～令和8年4月17日（金）

【必着】



※この募集要項や必要な様式等は、市ホームページからダウンロードできます。

令和8年度朝倉市提案公募型協働事業

○事業実施の背景

社会・経済の成熟化に伴い、人々のライフスタイル、価値観が変化し、住民ニーズが多様化しています。

また、少子・高齢化、核家族化、都市への人口集中等により、「人と人」、「人と地域」のつながりが薄れ、コミュニティ機能の低下が社会問題になるなど、地域社会の姿が変化していて、地域の課題も複雑化しています。



このような中、限られた財源で公平・公正に効率的・効果的な運営をしていく必要がある行政（市）のみで、これらの課題をすべて解決するのは難しくなっています

また、NPO・ボランティア団体、市民グループ（以下「団体」）もまちづくりの大きな力として活躍されていますが、人財確保や財源等の課題を抱えているところもあり、思うような活動ができない場合もあります。

そこで、専門性や機動性のある団体と公共性のある行政など多様な主体が協力・連携して公共（サービス）を担うことで、市民満足度の高いまちづくりが実現すると考え、市民の皆さんとの協働*によるまちづくりを推進していきます。

この取り組みの一環として、皆さんのアイデア・ノウハウを活かした公益的な事業*を募集し、市と皆さんが対等な立場で一緒になって事業に取り組む「提案公募型協働事業」を実施します。



※協働とは

「協働」にはさまざまな定義がありますが、本事業では、次のように定義します。

「協働」…NPO・ボランティア団体、市民グループ、行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を目指そうとする取組。

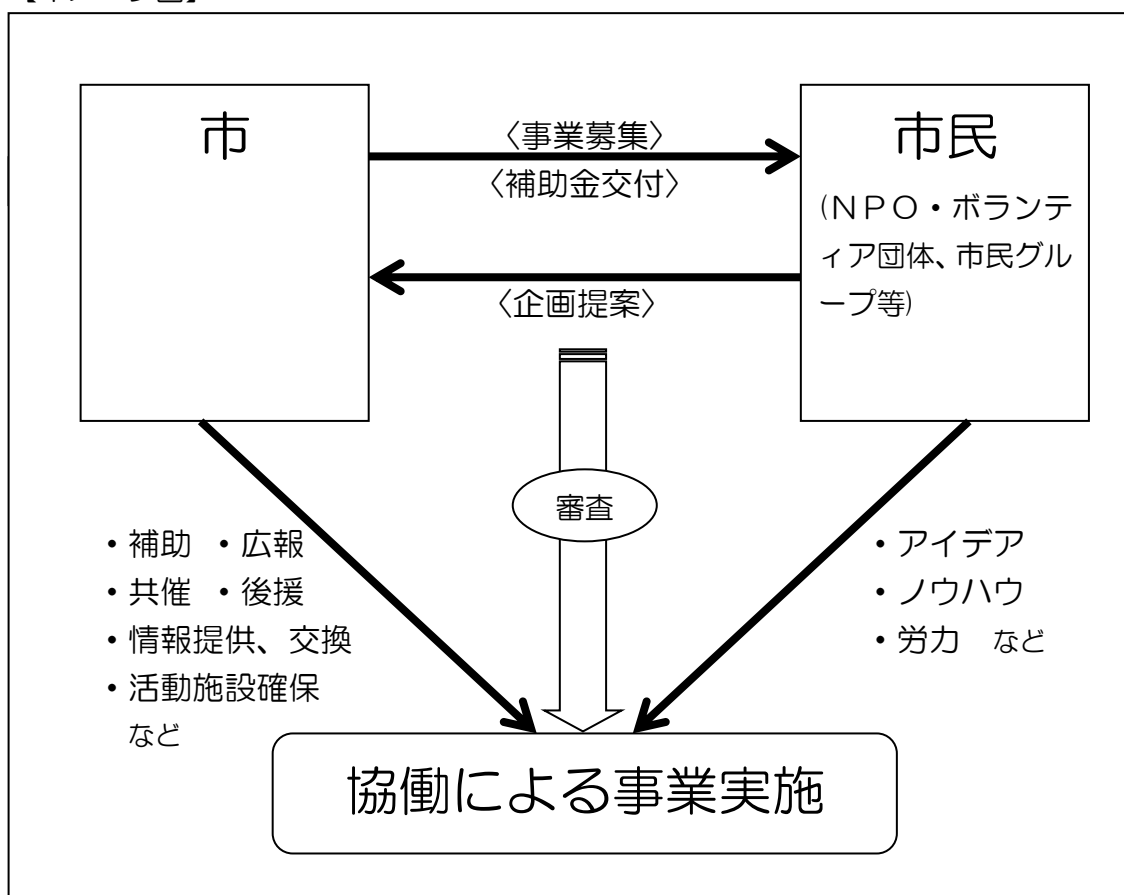
○提案公募型協働事業とは

団体から、特性（専門性、機動性等）や自由な発想を活かして市と一緒に取り組む公益的な事業*の企画提案を募集し、団体と市が協働で事業を実施するものです。

審査のうえ採択された事業には、実施に必要な経費に対し、補助金を交付します。

団体と市が対等な立場で互いの特性を活かしながら事業に取り組むことにより、協働によるまちづくりの推進、市民サービスの向上を図ることを目的としています。

【イメージ図】



※公益的な事業とは

自分のため（私益）又は自分たちのため（共益）ではなく、その活動を必要としている人やことがら（歴史、自然、文化等）のために行う事業で、地域の課題や社会的課題の解決を図る事業など住民ニーズに応えることができる事業とします。

1 補助金の種類

補助対象経費の10分の10以内、採択1事業あたり50万円を限度に予算の範囲内で補助します。（※千円未満切り捨て）

〈補助金の概要〉

2ページ「○提案公募型協働事業とは」をご覧ください。

※令和8年度から、スタートアップ応援補助金を廃止しています。

2 提案できる団体

以下のすべての要件を満たす団体（法人格の有無は問わない）とします。

【要件一覧】

- (1) 5人以上で構成されている団体であること。
- (2) 主として市内で活動を行っている団体であること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主な目的とした団体ではないこと。
- (4) 暴力団ではないこと。また、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。
- (5) 事業完了後に活動（成果）報告ができる団体であること。
- (6) 提案公募型協働事業補助金について、通算2回交付を受けた団体ではないこと。

※地域コミュニティ協議会等の市から別途補助がある団体は事業の対象とはなりません。

3 対象となる事業

団体の特性や自由な発想を活かした地域の課題や社会的課題の解決、市民サービスの向上に繋がる公益的な事業で、次の全ての要件を満たす事業とします。

- (1) 市内で実施される事業であること。
- (2) 市と協働することで効果・成果が高まる事業であること。
- (3) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業ではないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業ではないこと。
- (5) 市が既に実施し、又は実施を予定している事業ではないこと。（協働により相乗効果が期待できる場合を除く。）
- (6) 施設等の整備（不動産取得を含む）を主な目的とする事業ではないこと。

- (7) 国又は地方公共団体（外郭団体を含む）から補助金等の交付を受けた事業ではないこと。
- (8) 公序良俗に反する事業ではないこと。
- (9) その他市長が補助の対象として適当ではないと認めた事業。



4 補助金の交付回数

1 市民活動団体につき通算2回まで。

※朝倉市が令和3年度まで実施していた事業のうち、提案公募型協働事業補助金は交付回数に含み、ふるさとづくり地域活動支援事業補助金は交付回数に含みません。また、令和7年度まで実施していたスタートアップ応援補助金についても、交付回数に含みません。

5 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げるもので事業に直接必要な経費です。

支出項目		内容
1	報償費	講師・専門家等への報酬・謝金など
2	旅費	講師・専門家等への交通費、旅費など
3	消耗品費	消耗品、材料の購入費、原材料費など
4	燃料費	事業に使用する車両や機械の燃料費など

5	印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費、コピー費用など
6	通信費	ハガキ・切手代、物品等送料など
7	手数料	振込手数料など
8	保険料	活動に必要な保険料
9	使用料及び賃借料	会場使用料、車両、機材の借上料など
10	その他	事業に特に必要な経費で市長が必要と認めるもの

(*上記の支払いにおいて、ポイントカードの使用(ポイントの付与がされるもの)は不可とします。)

ただし、以下の経費は、対象外とします。

- ア 人件費
- イ 団体運営に関する経常的な経費(事務所賃借料、光熱水費等)
- ウ 食糧費(会合時の飲食代等)
- エ 商品、景品、金券(商品券、図書券等)
- オ 保険料のうち市が加入している市民活動保険の対象となっているもの
- カ 備品(パソコンなど、耐用年数が長く長期にわたって使えるもの。事業実施に特に必要と認めた備品は、対象とします。)
- キ 事業を一括して他の団体・機関へ実施させる場合の支出
- ク 上記の他、事業実施に直接関係しない経費

6 事業の実施期間

提案が採択された団体に補助金の交付を決定した日(令和8年5月下旬~6月上旬予定)から翌年3月31日まで。

7 応募方法

次の必要書類を全てそろえ、応募期間内に総務財政課へ提出してください。

必 要 書 類	①朝倉市提案公募型協働事業企画提案書(様式第1号) ②事業収支予算書 ③団体概要書 ④会員名簿 ⑤その他団体又は団体の活動に関する資料(任意提出)
応 募 期 間 及 び 受 付	令和8年4月1日(水)~4月17日(金)【必着】 受付:平日 午前8時30分から午後5時15分まで ※郵送でも受け付けています。

書類の入手及び 提出先	〒838-8601 朝倉市甘木232番地1 朝倉市役所本庁4階 担当：総務財政課コミュニティ推進係 電話：0946-22-1111（代表） ※様式は市のホームページからもダウンロードできます。
----------------	---

※採択された場合、事業専用に団体名義の通帳作成をお願いいたします。

8 事業の採択

以下の審査を経て採択する事業を決定します。

(1) 一次選考

提出された書類に基づく書面審査

(2) 二次選考

プレゼンテーション（企画提案発表）

日時：令和8年5月19日（火） ※予定

場所：朝倉市役所本庁3階大会議室

〔審査項目〕 次の項目により審査を行う予定です。

①課題認識 ②公益性 ③実現性 ④必要性 ⑤独創性 ⑥発展性

※日時・場所は変更する可能性があります。

※選考に関する詳しいことは、応募団体に通知します。

9 事業の広報

事業の「透明性」「公正性」を高めるため、応募、審査結果等に関する情報を広報します。

また、事業実施の過程で、チラシ、パンフレット、看板などを作成する場合には、『朝倉市提案公募型協働事業』と明示するようにしてください。

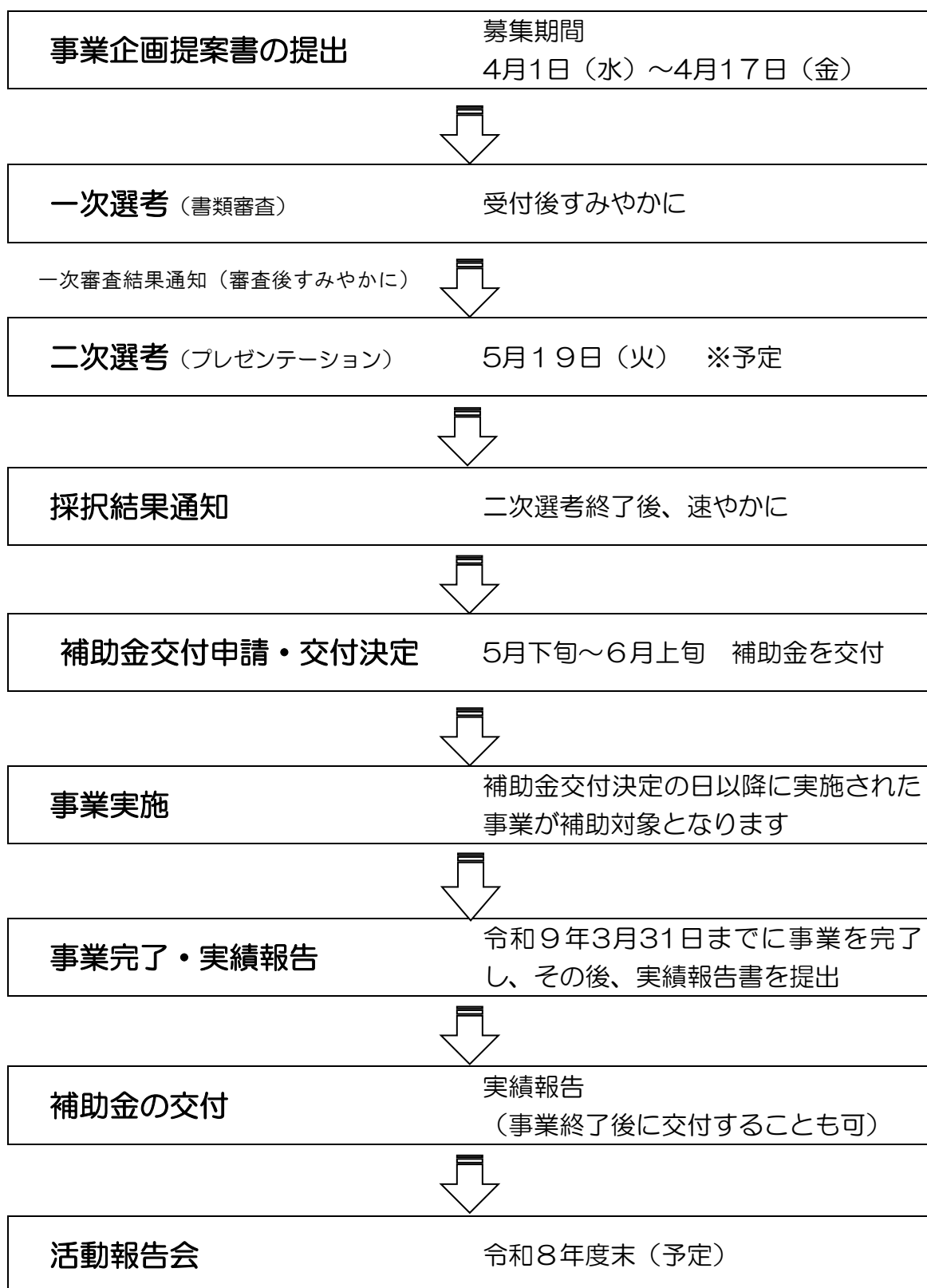
10 活動（成果）報告会の実施

協働事業型補助金の採択事業については、事業完了後に活動（成果）報告会を実施します。
（令和9年3月実施予定）

11 その他

次年度以降、提案公募型協働事業補助金制度が継続されるか否かは未定です。

令和8年度朝倉市提案公募型協働事業フロー図



MEMO

【提出・お問い合わせ】

〒838-8601

福岡県朝倉市甘木232番地1

朝倉市 総務部 総務財政課

(担当：コミュニティ推進係)

T E L 0946-22-1111

F A X 0946-22-1118